

島根県犯罪被害者等見舞金給付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の給付について、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 犯罪の被害を受けたことに起因する精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(見舞金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に定めるところによる。ただし、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を30万円として給付する。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額

30万円

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号及び第3号に規定する見舞金を給付後死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する次条第3項の規

定により遺族見舞金の給付を受けることができる遺族の順位が第1順位のもの（以下「第1順位の遺族」という。）

(2) 重傷病見舞金

ア 給付額

10万円

イ 給付対象者

当該犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有し、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

(3) 精神療養見舞金

ア 給付額

5万円

イ 給付対象者

当該犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有し、犯罪行為により精神疾患を負った犯罪被害者

(4) 前3号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住していた場合は、県内に居住していたことが客観的に確認できる書類を提出することにより当該見舞金の給付を受けることができるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第6条第1項第5号において同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯（以下「同一生計維持世帯」という。）における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先とし、実父母を後とする。

4 第1順位の遺族が当該見舞金の給付を申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順

位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができない。犯罪被害者の死亡後、遺族給付金の給付を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(見舞金を給付しないことができる場合)

第5条 知事は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との間に婚姻関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）又は3親等内の親族関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）のほか、暴力団等に協力し、又は関与する等暴力団等と密接な関係を有する者であったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でないとき。

(見舞金の給付の申請)

第6条 遺族見舞金の給付を申請しようとする者は、島根県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の法定代理人が代理申請することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有した者又は第3条第4号に該当する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の書類
- (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等）

(6) 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(7) 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、島根県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第2号）

(8) その他知事が必要と認める書類

2 重傷病見舞金又は精神療養見舞金の給付を申請しようとする者は、島根県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の法定代理人が代理申請することができる。

(1) 重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日又は発症日、療養期間、入院日数及び病名を明記したものとし、精神療養見舞金に係るものにあつては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記したものとする。）

(2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有した者又は第3条第4号に該当する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) その他知事が必要と認める書類

（給付の申請の期限）

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条各号に掲げる危険運転致死傷にあつては、故意による犯罪であることを知った日から2年以内又は犯罪被害が発生した日から7年以内に限り、当該申請をすることができる。

（給付の決定等）

第8条 知事は、第6条の規定による申請があつた場合は審査を行い、見舞金の給付又は不給付の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、島根県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第4号）又は島根県犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する審査に際し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、知事は申請書、添付書類等の内容の審査のほか、必要に応じて関係機関へ照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の給付決定後に調査が必要となつた場合に準用する。

（見舞金の請求）

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、島根県犯罪被害者等見舞金給付

請求書（様式第6号）により、知事に当該見舞金の給付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、前条第2項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して2年を経過したときは、これをすることができない。

（給付の決定の取消し）

第10条 知事は、見舞金の給付の決定後、当該給付の決定を受けた者に当該給付を受ける資格がないことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（見舞金の返還）

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金の給付を受けた者は知事が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。